

(健Ⅱ376F)

令和2年12月16日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律等の施行について

今般、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律が令和2年12月9日に公布・施行され、厚生労働省健康局長より本会宛て別添の周知方依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

本改正の主な内容は、新型コロナウイルスワクチンを予防接種法の臨時接種に位置付けること、新型コロナウイルス感染症の検疫法の規定の準用を延長することができること等です。

また、本改正法の施行のため、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令及び予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令が同日公布・施行されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

健発1209第3号
令和2年12月9日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律等の施行について

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号。以下「改正法」という。）については、令和2年10月27日に第203回臨時国会に提出され、本年12月2日に可決成立し、本日公布、施行されたところです。

また、改正法の施行のため、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第346号）及び予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（令和2年厚生労働省令第199号）が本日公布され、施行されたところです。

これらの改正及び主な内容は下記のとおりであるので、貴職におかれでは十分御了知いただくとともに、貴会会員への周知を図るとともに、その運用に遺漏のなきようお願いします。

記

第一 改正法の趣旨

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、現在開発中であるが、仮に有効性、安全性が確認されたワクチンが開発された場合には、当該ワクチンを確保するとともに、国民への円滑な接種を実施するため、必要な体制の確保を図ることが必要である。

また、必要な水際対策を引き続き講ずるため、新型コロナウイルス感染症を政令で指定し、検疫法上の隔離・停留等の規定を準用している期間の延長を可能とすることが必要である。

このような状況を踏まえ、今般、現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施方法等について定めるとともに、検疫法第34条の感染症の政令指定の期限について延長できるようにする等所要の規定を整備するものである。

第二 改正法による予防接種法の一部改正

一 予防接種の実施に関する事項

- (1) 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチンを指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができるものとすること。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとすること。(附則第7条第1項関係)
- (2) 市町村長が行う予防接種を第6条第1項の規定による予防接種とみなして、規定を適用するものとすること。(附則第7条第2項関係)
- (3) 一の(1)の予防接種を行うために要する費用は、国が負担するものとすること。(附則第7条第3項関係)
- (4) 一の(1)の予防接種を行う場合において、第8条又は第9条の規定は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況並びに予防接種の有効性及び安全性に関する情報その他の情報を踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととができるものとすること。(附則第7条第4項関係)

二 損失補償契約に関する事項

政府は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給に関する契約を締結するワクチンの製造販売業者又はそれ以外のワクチンの開発若しくは製造に関する者を相手方として、当該契約に係るワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該契約に係るワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約を締結することができるものとすること。(附則第8条関係)

第三 改正法による検疫法の一部改正

外国に検疫感染症以外の感染症（新感染症を除く。）が発生し、これについて検疫を行わなければ、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるときは、政令で、感染症の種類を指定し、一年以内の期間を限り、当該感染症について検疫法の規定を準用することができることとされているところ、当該政令で定められた期間について、当該感染症の外国及び国内における発生及びまん延の状況その他の事情に鑑み、当該政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用が必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができるものとすること。(第34条関係)

第四 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。(改正法附則第1条関係)

二 その他

その他所要の改正を行うこと。

第五 その他

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令において、必要となる政省令の整備等を行うものであること。

御名御璽

令和二年十二月九日

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律をここに公布する。

内閣総理大臣
菅

義偉

法律第七十五号

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律
(予防接種法の一改正)

第一条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「第六条」を「第六条及び附則第七条第一項」に、「同条第一項」を「第六条第一項」に、「第十八条並びに第十九条第一項」を「(附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。)、第十九条第一項(附則第七条第一項)」に改める。

(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例)

第七条 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチン(その有効性及び安全性に関する情報その他の情報に鑑み、厚生労働省令で定めるものに限る。)を指定して、

都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行つよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

2 前項の規定による予防接種は、第六条第一項の規定による予防接種とみなして、この法律(第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第十三条第四項中「含む。」とあるのは「含む。」又は同法第十九条の二第一項の承認を受けているもの(当該承認を受けようとするものを含む。)が同条第三項の規定により選任したもの」と、第十六条第一項中「A

類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)」と、第二十五条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村」とあるのは「市町村」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第二十五条の規定により市町村が支弁する費用は、国が負担する。

4 第一項の規定による予防接種については、第二項の規定により適用する第八条又は第九条の規定は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況並びに当該感染症に係る予防接種の有効性及び安全性に関する情報その他の情報を踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととすることができる。

5 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならぬ。
一 第一項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
二 第一項の規定による指示をしようとするとき。
三 前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
(損失補償契約)

第八条 政府は、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給に関する契約を締結する当該感染症に係るワクチン製造販売業者(前条第二項の規定により読み替えて適用する第十三条第四項に規定するワクチン製造販売業者をいう。)又はそれ以外の当該感染症に係るワクチンの開発若しくは製造に關係する者を相手方として、当該契約に係るワクチンを使用する予防

接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該契約に係るワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約を締結することができる。

(検疫法の一部改正)

第二条 検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条に次の二項を加える。

2 前項の政令で定められた期間は、当該政令で指定された感染症の種類について、当該感染症の外国及び国内における発生及びまん延の状況その他の事情に鑑み、当該政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することができます。

第四十条中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改め、「場合」の下に「(同条第二項の政令により、同条第一項の政令で定められた期間が延長される場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症に係る特例)

第二条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)についての第一条の規定による改正後の検疫法第三十四条第二項の規定の適用については、「状況」(当該感染症に係るワクチンの開発の状況並びに予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定による予防接種の実施の状況)とする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)」の項中「第六条」を「第六条及び附則第七条第一項」に、「同条第一項」を「第六条第一項」に、「第十八条並びに第十九条第一項」を「(附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。)、第十八条(附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。)、第十九条第一項(附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。)」に改める。

(外国语軍用艦船等に関する検疫法特例及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十五条の二第一項及び第十五条の三第一項

(住民基本台帳法の一部改正)
第四条 次に掲げる法律の規定中「第三十四条の規定」を「第三十四条第一項の規定」に改める。

一 外國軍用艦船等に関する検疫法特例(昭和二十七年法律第二百一号)第八条
二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十五条の二第一項及び第十五条の三第一項

(住民基本台帳法の一部改正)
第五条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の四の項及び別表第四の三の項中「又は同法」を「同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法附則第七条第一項の予防接種の実施」を加える。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正)

第六条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改定する。

第二十九条第五項中「第三十四条に」を「第三十四条第一項に」に改める。

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

厚生労働大臣 田村 売久

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十二月九日

政令第三百四十六号

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
内閣は、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十五号）の施行に伴い、
及び予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一條の規定に基づき、この政令を制定する。

（予防接種法施行令の一部改正）

第一條 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「限る。」の「限り、附則第五項の規定により適用する場合を含む。」の「に改め、同条第二項中「限る」を「限り、これらの規定を附則第五項の規定により適用する場合を含む。」に改め、「場合」の下に「及び附則第五項の規定により適用する場合」を加える。

附則に次の二項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例）

5 法附則第七条第二項の規定により法（第三十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合におけるこの政令の規定の適用については、第五条中「場所」とあるのは「場所、使用するワクチン」と、第八条中「A類疾病又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）と、第十条から第十三条までの見出し、第十四条（見出しを含む。）、第十五条の見出し、第十六条（見出しを含む。）及び第十八条の見出し中「A類疾病に係る定期の予防接種等」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種」とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二條 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の項第一号中「限る。」の「限り、附則第五項の規定により適用する場合を含む。」の「に改め、同項第二号中「限る」を「限り、これらの規定を附則第五項の規定により適用する場合を含む。」に改め、「場合」の下に「及び附則第五項の規定により適用する場合」を加え、同表新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感
染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）の項中「第三十四条」を「第三十
四条第一項」に改める。

（新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令の一部改
正）

第三條 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令
和二年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。
題名、第一条及び第二条（見出しを含む。）中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則

総務大臣 武田 良太
厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉

○厚生労働省令第百九十九号

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十五号）の施行に伴い、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和二年十二月九日

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令
(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のよう改定する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後
	改	正	前
(船員保険法施行規則の一部改正)			
第二条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のよう改定する。			

(令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 (略)

二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（同|

法附則第七条第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給

三〇十一 (略)

(令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 (略)

二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（新

型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給

三〇十一 (略)

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後
	改	正	前
(令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)			
第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。			

一 (略)

(令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 (略)

二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（同|

法附則第七条第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給

三〇十二 (略)

(国民健康保険法施行規則の一部改正)
第三条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

			改	正	後	改	正	前

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後	改	正	前
(法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)				(法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)		
第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(同法附則第七条第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第六十一条第一号において同じ。)の医療費の支給				第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第六十一条第一号において同じ。)の医療費の支給		

(新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部改正)
第七条 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令(令和二年厚生労働省令第十六号)の一部を次の表のように改正する。

	改	正	後		改	正	前
新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令				新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令			
新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令(令和二年政令第二十八号)第三条の規定により検疫法施行規則(昭和二十六年厚生省令第五十号)の規定を準用する場合においては、同令第六条第二項中「次に掲げる時間」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る。)の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間」と、同令第六条の二中「場所」とあるのは「場所及び当該者の体温その他の健康状態」と読み替えるものとする。				新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令(令和二年政令第二十八号)第三条の規定により検疫法施行規則(昭和二十六年厚生省令第五十三号)の規定を準用する場合においては、同令第六条第二項中「次に掲げる時間」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る。)の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間」と、同令第六条の二中「場所」とあるのは「場所及び当該者の体温その他の健康状態」と読み替えるものとする。			

この省令は、公布の日から施行する。

附 則